

# 鳥取県公報

平成15年 9月30日(火)  
号外第124号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県麻薬取締員証に関する規則(78)(医務薬事課).....	2
	鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(79)(障害福祉課).....	5
	鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(80)(環境政策課).....	6
<b>公安規則</b>	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (8)(地域課).....	7

——— 公布された規則のあらまし ———

### 鳥取県麻薬取締員証に関する規則

- 1 目的(第1条関係)  
この規則は、麻薬及び向精神薬取締法の規定により任命された麻薬取締員にその身分を証するために所持させる麻薬取締員証に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。
- 2 定義(第2条関係)  
この規則において「麻薬取締員証」とは、身分証及び記章並びにこれらを収納するものをいうこととした。
- 3 麻薬取締員証(第3条、別記様式関係)  
麻薬取締員証の制式を定めることとした。
- 4 身分証及び記章の提示(第4条関係)  
麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならないこととした。
- 5 麻薬取締員証の携帯等(第5条～第7条関係)  
麻薬取締員証の携帯、取扱い及び返納並びに紛失等の際の届出について必要な規定を設けることとした。
- 6 施行期日等
  - (1) この規則は、平成15年10月1日から施行することとした。
  - (2) 麻薬及び向精神薬取締法施行細則について所要の改正を行うこととした。

### 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 所得が低額であることその他の事情を斟酌して入院時の食事療養に係る費用を補助の対象とすることができる者は、次に掲げる者とする事とした。(第1条の2関係)
  - (1) 次に掲げる認定証の交付を受けた者
    - ア 老人保健法施行規則に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
    - イ 介護保険法施行規則に規定する認定証
  - (2) 次に掲げる認定証に記載された減額対象者
    - ア 健康保険法施行規則の規定により交付された標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証

- イ 国民健康保険法施行規則の規定により交付された標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証
- ウ 船員保険法施行規則の規定により交付された標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証
- エ 国家公務員共済組合法施行規則の規定により交付された標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証
- オ 地方公務員等共済組合法施行規程の規定により交付された標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証
- カ 私立学校教職員共済法施行規則の規定により交付された標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証

2 この規則は、平成15年10月1日から施行することとした。

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 道路構造令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(別表第1関係)
- 2 ダム等の新築等の事業に係る環境影響評価書の送付先の一つを独立行政法人水資源機構法の規定による事業実施計画の認可を行う者(現行 水資源開発公団法の規定による事業実施計画の認可を行う者)とすることとした。(別表第5関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成15年10月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県麻薬取締員証に関する規則をここに公布する。

平成15年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第78号

鳥取県麻薬取締員証に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第2項の規定により任命された麻薬取締員にその身分を証するために所持させる麻薬取締員証に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「麻薬取締員証」とは、身分証及び記章並びにこれらを収納するものをいう。

(麻薬取締員証)

第3条 麻薬取締員証の制式は、別記様式によるものとする。

(身分証及び記章の提示)

第4条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならない。

(麻薬取締員証の携帯)

第5条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、常にこれを携帯しなければならない。

2 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失することのないように特に留意しなければならない。

3 麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(届出)

第6条 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

(返納)

第7条 麻薬取締員は、麻薬取締員を免ぜられたときは、直ちに麻薬取締員証を知事に返納しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

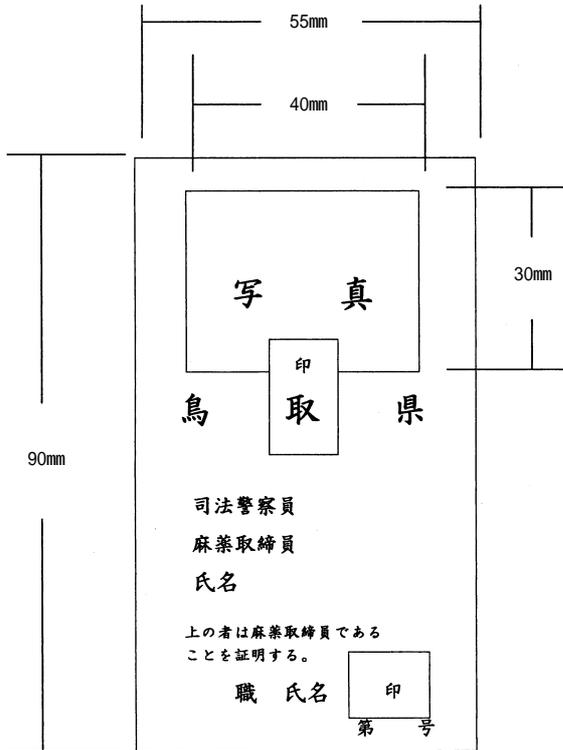
2 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

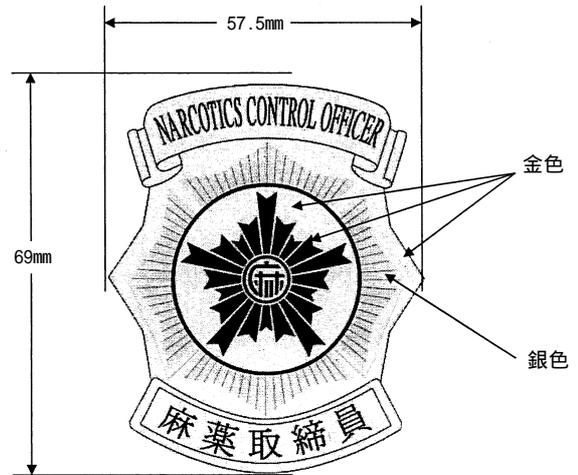
改 正 後	改 正 前
<p>(総則)</p> <p>第1条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「法」という。)の施行に関しては、麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号。以下「省令」という。)及び<u>鳥取県麻薬取締員証に関する規則(平成15年鳥取県規則第78号)</u>によるほかこの規則の定めるところによる。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「法」という。)の施行に関しては、麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号。以下「省令」という。)によるほかこの規則の定めるところによる。</p>

別記様式(第3条関係)

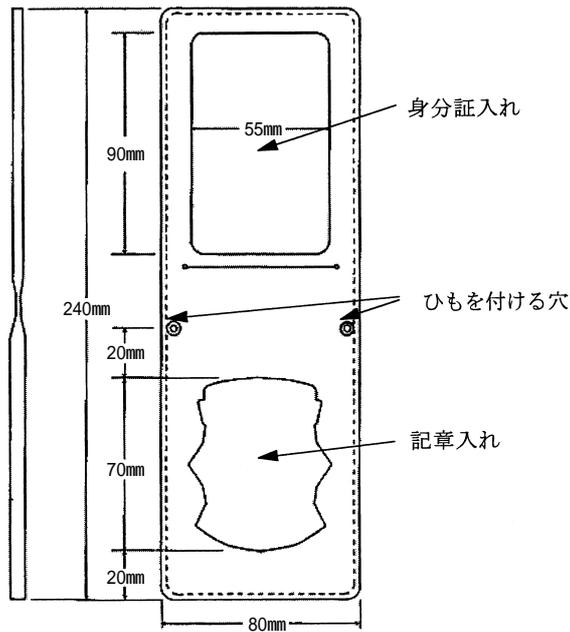
身分証



記章



身分証及び記章を収納するもの



備考

- 1 身分証及び記章を収納するものは、黒色革製二つ折りとし、ひもを付ける穴を設ける。
- 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 身分証には、脱帽上半身正面の写真を印刷し、又ははり付け、氏名を記し、県印を刻印し、及び知事印を押すものとする。ただし、当該写真を印刷した場合は、県印を刻印することを要しない。
- 4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色、その他の部分を金色又は銀色で表示する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第79号**

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(条例第2条第3項の規則で定める者)</p> <p>第1条の2 <u>条例第2条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる認定証の交付を受けた者</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）第50条第4項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条の3第4項に規定する認定証</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる認定証に記載された減額対象者</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第59条第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第105条第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の3第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第24条ノ2ノ5第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第47条ノ2ノ7第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ <u>国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第99条の3第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第105条の9第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p style="padding-left: 2em;">オ <u>地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総</u></p>	<p>(目的) 第1条 略</p>

理府・文部省・自治省令第1号)第106条の3第3項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第110条の5第3項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

カ 私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)第4条の5第3項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第4条の13第3項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第80号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則(平成11年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前									
(対象事業) 第3条 略 2及び3 略 4 条例第2条第4項第2号の規則で定める事業は、事業が実施される区域の全部又は一部が同条第3項に規定する特別地域に含まれる事業であって、別表第2の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものとする。		(対象事業) 第3条 略 2及び3 略 4 条例第2条第4項第2号の規則で定める事業は、事業が実施される区域の全部又は一部が前条に定める地域に含まれる事業であって、別表第2の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものとする。									
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 条例別表第1号に掲げる事業(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	特別地域	1 条例別表第1号に掲げる事業(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 条例別表第1号に掲げる事業(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第6号に規定する登坂車線、同条第7号に規定する屈折車線及び同条第8号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	特別地域	1 条例別表第1号に掲げる事業(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第6号に規定する登坂車線、同条第7号に規定する屈折車線及び同条第8号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)	略	略
事業の種類	特別地域										
1 条例別表第1号に掲げる事業(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)	略										
事業の種類	特別地域										
1 条例別表第1号に掲げる事業(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第6号に規定する登坂車線、同条第7号に規定する屈折車線及び同条第8号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)	略										

の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。)並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業

2～5 略

の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。)並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業

2～5 略

別表第5(第42条関係)

事業の種類	許認可等
1 略	
2 条例別表第2号に掲げる事業	ア及びイ 略 ウ 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第13条第1項の規定による認可 工 略
3～9 略	

別表第5(第42条関係)

事業の種類	許認可等
1 略	
2 条例別表第2号に掲げる事業	ア及びイ 略 ウ 水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第20条第1項の規定による認可 工 略
3～9 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正は、平成15年10月1日から施行する。

## 公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 9月30日

鳥取県公安委員会委員長 足立 統一郎

### 鳥取県公安委員会規則第8号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
警察署	名 称	位 置	所 管	区 等	警察署	名 称	位 置	所 管	区 等
略					略				
略					略				

鳥 取 県 郡 家 警 察 署	若桜町若 桜警察官 駐在所	若桜町大字 若桜	若桜町のうち 大字若桜、大字三倉、 大字屋堂羅、大字高野、 大字来見野、大字諸鹿、 大字赤松、大字香田、 大字長砂、大字浅井、 大字湯原、大字淵見、 大字茗荷谷、大字養米
	略		
	略		
鳥 取 県 郡 家 警 察 署	若桜町若 桜警察官 駐在所	若桜町大字 若桜	若桜町のうち 大字若桜、大字三倉、 大字屋堂羅、大字高野、 大字来見野、大字諸鹿、 大字赤松、大字不香田、 大字長砂、大字浅井、 大字湯原、大字淵見、 大字茗荷谷、大字養米
	略		
	略		

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。